



地域力応援基金への ご寄付のお願い



様々な地域の課題解決のために活かされています！



地域力応援基金は、区民や事業者の皆様からの寄付金を積立て、区内で活動するボランティア団体やNPO、地縁団体等が実施する公益的な事業を支える新しい基金です。

1 寄付金の活用

地域力応援基金へのご寄付は、「地域力応援基金助成事業」として大田区の財産となるべき地域力の発掘・活性化をすすめるために活用させていただいております。基金を活用して実施した事業は区ホームページで公開しております。是非ご覧ください。

2 寄付の方法

(寄付される場合には以下の3つの方法があります)

(1) 納付書によりお近くの金融機関で振り込む

➡ 寄付申込書を下記送付先まで送付してください。後日納付書をお送りしますので金融機関窓口でお振込みください。なお、手数料はかかりません。

(2) 現金書留で郵送する

➡ 寄付申込書を同封の上、下記送付先まで送付してください。郵送料等は恐縮ですが、お客様でご負担ください。

(3) 直接現金をお持ちいただく

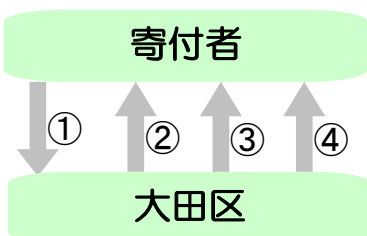
➡ 大田区役所6階地域力推進課にお越しください。寄付申込書はその場でご記入いただきます。

3 寄付申込書の入手方法

寄付をされる場合には寄付申込書が必要です。寄付申込書が必要な方は、大田区HPからプリントアウトするか、下記問合せ先までご連絡ください。後日郵送でお送りします。

4 寄付の流れ

(※上記2寄付の方法(1)の例)



① 寄付申込書の提出（郵送でもFAXでも構いません）

② 納付書の送付（①の到着後金融機関で振込）

③ 振込確認後、受領書・礼状を送付いたします。

④ 区報掲載（掲載月は不定期です。ご了承ください。）

5 税金の寄付金控除

地域力応援基金へのご寄付は、(1) 所得税、(2) 個人住民税、(3) 法人税 の控除対象等になります。

【個人の場合】

(1) 所得税・・・次の金額が**所得金額**から控除されます。

(寄付金額又は総所得金額等の40%のいずれか少ない金額) - 2,000円

(2) 個人住民税・・・次の①+②の金額が**住民税の税額**から控除されます。

① { (寄付金額又は総所得金額等の30%のいずれか少ない金額) - 2,000円 } × 10%

② (寄付金額) - 2,000円 × (90% - 所得税の税率) ※②については、所得割の1割が限度

※詳しくは下記にお問合せください。

区民部課税課(区役所4階南側) 大森地区: 5744-1194 調布地区: 5744-1195 蒲田地区: 5744-1196

【法人の場合】

(3) 法人税・・・地方公共団体への寄附金は、支払った金額**全額損金**に算入されます。

※詳しくは、国税庁のホームページ等でご確認ください。



6 「地域力応援基金助成事業」の種類

種類	1事業あたりの助成金額	対象事業
①スタートアップ助成	20万円まで (総額200万円)	区民活動団体の提案する事業 (所定の11分野から選択)
②ステップアップ助成	40万円まで (総額280万円)	区民活動団体の提案する事業 (所定の11分野から選択)
③チャレンジ助成	200万円まで (③、④合計で総額1000万円)	区民活動団体の提案する事業 (所定の11分野から選択)
④チャレンジプラス助成	250万円まで (③、④合計で総額1000万円)	チャレンジ助成に該当し区の提示する事業 (毎年募集時期に発表)

7 「地域力応援基金助成事業」の対象分野

皆様からのご寄付は、地域力応援基金助成事業により以下の11分野で活用しております。

	活動分野
1	高齢者や障がい者の地域生活の支援を行う活動
2	子育ての充実を図る活動
3	地域医療との連携を図る活動
4	社会教育又は、スポーツの推進を図る活動
5	まちづくり又は、観光の推進を図る活動
6	環境の保全を図る活動
7	文化又は、芸術又は、国際化の推進を図る活動
8	防災又は、地域安全又は、消費者の保護を図る活動
9	人権擁護又は、男女共同参画社会形成の促進を図る活動
10	子どもの健全育成を図る活動
11	その他公益性があり、広く地域貢献につながる活動

8 問合せ先 (ご不明な点がございましたらご遠慮なくお問合せください)

大田区 地域力推進課 区民協働・生涯学習担当 電話: 5744-1204

(〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所6階南側)

ホームページ検索方法: 大田区HPトップページ⇒生活情報⇒地域社会⇒区民協働⇒寄付金情報